

諮問番号：令和８年度諮問第４号

答申番号：令和８年度答申第４号

答 申 書

第１ 審査会の結論

審査請求人Ａ（以下「請求人」という。）が令和７年４月１４日付けで提起した、処分庁練馬区長が同年３月２８日付けで行った戸籍の附票の写しの不交付決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（同年４月１７日付け７練総法第１２６号。事件名「戸籍の附票の写しの不交付決定処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第２ 事案の概要

令和７年２月４日、請求人は、処分庁に対し、Ｂを筆頭者とする戸籍の附票の写し、具体的には請求人の元配偶者であるＢ（以下単に「Ｂ」という。）の附票の写し（全部）ならびに請求人の子であるＣおよびＤの附票の写し（一部）を請求した。かかる請求書の請求理由欄には「面会交流調停の手続きのため家庭裁判所へ提出」との記載があった。

同月６日、処分庁は、請求人に対し、戸籍証明書等請求についての事務連絡（甲２）を送付した。

同月１５日、請求人は、処分庁に対し、住民基本台帳事務における支援措置解除届出書（甲３）を送付した。かかる書面には、請求人とＢとの間の子に関する面会交流審判に対する抗告事件に係る決定書（甲４）および原審段階の審判書（甲５）が添付されていた。同年３月５日、請求人は、処分庁に対し、同日付上申書（甲６）を送付した。

同月２８日、処分庁は、請求人に対し、戸籍の附票の写しの不交付決定書（甲１）を送付し本件処分を行い、同月２９日、請求人はその事実を知った。なお、かかる書面には本件処分に至った理由として「請求対象者らがドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっているため。」と記載されており、同封された同月２８日付けの書面には「戸籍の附票の写しを交付されない場合の対応方法については裁判所において手続きの教示を受けることができます。」「裁判所からの調査嘱託があった場合は、当区はこれに回答する予定です。」との記載がなされていた。

同年４月１４日、請求人は、審査庁に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、令和7年4月14日付け審査請求書、同年5月29日付け上申書、同年6月5日付け上申書(2)、同月11日付け反論書(1)、同月16日付け上申書(3)、同年7月14日付け反論書(2)、同年10月11日付け反論書(3)および令和8年2月23日付け反論書(4)に記載のとおりである。

すなわち、市町村（特別区を含む。）が備える戸籍の附票に記載されている者の直系尊属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができ（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第20条第1項）、請求を受けた市町村長は、同請求が不当な目的によることが明らかなときはこれを拒むことができる（同法第20条第5項および第12条第6項）、本件における請求人による請求は不当な目的によることが明らかであるとはいえず、それにもかかわらず戸籍の附票の写しの交付を拒んだ本件決定が違法であり取り消されるべきであるというものである。

また、支援措置に疑義を生じさせるような証拠が提出された場合には意見付与機関に対して意見照会を行うべきであること、しかも、それは単に形式的な意見照会をするだけではなく被害者要件に該当する事実および危険性要件に該当する事実を確認する必要があるべきであるところ、請求人は本件処分に先立って面会交流に関する証拠を提出し、支援措置に疑義を生じさせるような証拠を提出したにもかかわらず、本件ではそのような実質的な意見照会がなされておらず、手続面で本件処分は違法であり取り消されるべきであるというものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、令和7年6月2日付け弁明書（以下「弁明書」という。）、同月30日付け弁明書(2)、同年9月3日付け弁明書(3)および令和8年2月12日付け弁明書(4)に記載のとおりである。

すなわち、Bが住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2688号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）の定める支援措置の対象者であり、その相手方として請求人が記載されていたことから、事務処理要領の定めるところに従い、Bに対する支援措置を実施し、本件処分を行ったものであり、また、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）（平成30年12月3日総行住第199号。以下「総務省通知」という。）に従った対応を行っており、本件処分は適法であるというものである。

第4 審理員意見書の要旨

- 1 事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)は、支援措置の「相手方が判明しており、相手方から請求がなされた場合」は「不当な目的があるものとして請求を拒否」するとしているところ、本件では支援措置が有効になされており、Bに係る支援措置の相手方である請求人から請求がなされており、不当な目的があるとして請求を拒否しているものであるから、本件処分に違法不当な点は認められない。

また、請求人は、支援措置に疑義を生じさせるような証拠が提出された場合には、意見付与機関に対して意見照会を行うべきであること、しかも、それは単に形式的な意見照会をするだけではなく被害者要件に該当する事実および危険性要件に該当する事実を確認する必要があるべきであるところ、本件ではそのような実質的な意見聴取はなされておらず、手続面で本件決定は違法であり取り消されるべきであるなどと主張する。しかしながら、事務処理要領第5-10-イー(ア)は、相談機関等の意見照会は求めるものの、意見の根拠となるような事実確認までは求めているのであって、そして、迅速に支援措置を実施することで支援措置対象者の保護を行う趣旨でのかかる規定は合理性を有するといえ、請求人が主張するような実質的な意見聴取までは求められていないと解すべきである。

- 2 なお、請求人は、支援措置の要件該当性について縷々主張するものの、本件審査請求は支援措置自体ではなく本件処分の適法性を争うものであって、支援措置の要件該当性に関する主張は本件処分の違法性を基礎付けるものではない。

また、請求人が請求理由として記載している面会交流調停の申立てのためという点に関して、裁判所としては相手方住所が判明していない場合であっても面会交流調停の申立て自体は受け付け、その上で裁判所からの調査嘱託により手続を処理することとしており、処分庁も裁判所の調査嘱託に対しては回答する旨請求人に対して教示している。本件審査請求が認容されないとしても、請求人が戸籍の附票の写しを取得する理由としている面会交流調停申立ては可能なものであり、請求人に酷な結果となるものではない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査庁の判断の要旨

- 1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

- 2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和8年7月1日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和8年7月14日 審議
- 3 令和8年8月21日 審議
- 4 令和8年8月21日 答申

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

(1) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点は、請求人による請求が不当な目的によるものといえるか、および本件処分に手続的違法が認められるか否かである（本件処分に係る取消事由の有無）。

(2) 争点に対する判断

ア 事務処理要領第5-10-コ-(イ)-(A)は、支援措置の「相手方が判明しており、相手方から請求がなされた場合」は「不当な目的があるものとして請求を拒否」するとしているところ、本件では支援措置が有効になされており、Bに係る支援措置の相手方である請求人から請求がなされており、不当な目的があるとして請求を拒否しているものであるから、本件処分に違法または不当な点は認められない。

また、請求人は、支援措置に疑義を生じさせるような証拠が提出された場合には、意見付与機関に対して意見照会を行うべきであること、しかも、それは単に形式的な意見照会をするだけではなく被害者要件に該当する事実および危険性要件に該当する事実を確認する必要があるべきであるところ、本件ではそのような実質的な意見聴取はなされておらず、手続面で本件決定は違法であり取り消されるべきであるなどと主張する。しかしながら、事務処理要領第5-10-イ-(ア)は、相談機関等の意見照会は求めるものの、意見の根拠となるような事実確認までは求めているのであって、そして、迅速に支援措置を実施することで支援措置対象者の保護を行う趣旨でのかかる規定は合理性を有するといえ、請求人が主張するような実質的な意見聴取までは求められていないと解すべきである。

イ なお、請求人は、支援措置の要件該当性について縷々主張するものの、本件

審査請求は支援措置自体ではなく本件処分の適法性を争うものであって、支援措置の要件該当性に関する主張は本件処分の違法性を基礎付けるものではない。

また、請求人が請求理由として記載している面会交流調停の申立てのためという点に関して、裁判所としては相手方住所が判明していない場合であっても面会交流調停の申立て自体は受け付け、その上で裁判所からの調査嘱託により手続きを処理することとしており、処分庁も裁判所の調査嘱託に対しては回答する旨請求人に対して教示している。本件審査請求が認容されないとしても、請求人が戸籍の附票の写しを取得する理由としている面会交流調停申立ては可能なものであり、請求人に酷な結果となるものではない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 柴間 敬